

2019年度 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）開催要項 （2019年度 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）開催要項）

1. 目的

行動障がい有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」有する者に対し、適切な支援を行う支援者の養成を図ることを目的とします。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・会場・定員

会場	期日	開催場所	定員
松江	6月26日(水)～27日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室 (松江市東津田町 1741-3)	60名
浜田	7月11日(木)～12日(金)	いわみーる 401 研修室 (浜田市野原町 1826-1)	60名

※両会場とも定員超過の場合は調整させていただくことがあります。予めご了承ください。

4. 受講対象者

障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者。

5. カリキュラムについて

別紙「日程表」参照

6. テキストについて

研修では「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト」を使用します。受講料とは別にテキスト代がかかります。テキストは研修会当日にお渡しします。

7. 申込方法・受講決定・受講料

- ① **5月16日（木）までに**、別紙「受講申込書」によりお申し込みください（FAX可）。
- ② 受講を決定した場合、「受講決定通知」を送付いたします（申込締切後、約2週間で発送予定）。
- ③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。**「受講決定通知」に記載してある期限までに**所定の方法により、受講料及びテキスト代をお振込みください（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）。
- ④ 受講料 ひとり3,000円 テキスト代 1,200円
- ⑤ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合は、6月19日（水）午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料及びテキスト代を返金いたします（手数料は事業所負担）。

8. 修了証書の交付

- ① すべての日程を修了された方には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- ② 本研修修了者は、受講科目が同一である重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）についても修了したこととなります。従って、修了証書は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と「重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）」の2種類を交付します。

※「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の両方を修了した方は、「行動援護従事者養成研修」の修了者とみなされます。

③ 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を交付できません。

また、研修受講態度が著しく不良の場合（注 1）等についても修了証書の交付を行わないこともありますので、予めご了承ください。

- 注 1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）
④研修内容を理解していないと判断される場合

9. その他

①昼食は 500 円（お弁当のみ・税込み）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。

②研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます（印鑑は不要）。

③会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

④研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

⑥地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あて（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

⑦インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合がありますので予めご了承ください。

⑧身体に障がいがある等の理由で研修受講に際して配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

10. 問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／児玉・江角

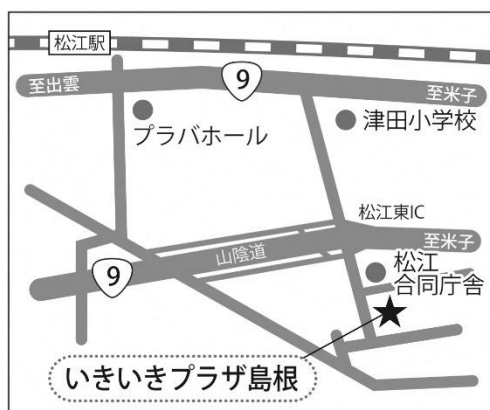
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

11. 会場アクセスMAP

【松江会場】

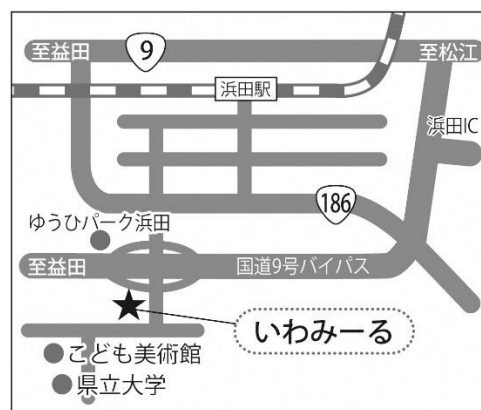
いきいきプラザ島根（松江市東津田町 1741-3）



JR 松江駅より南循環線外回り
「県合同庁舎前」下車（所要時間約 20 分）

【浜田会場】

いわみーる（浜田市野原町 1826-1）



JR 浜田駅より「県立大学」行または「大学循環」
「いわみーる」下車（所要時間約 10～15 分）

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。